

○政治倫理の確立のためのさいたま市議会議員の資産等の公開等に関する条例

平成 15 年 3 月 14 日

条例第 43 号

(目的)

第 1 条 この条例は、政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律(平成 4 年法律第 100 号)第 7 条の規定に基づき、さいたま市議会議員(以下「議員」という。)の資産等の公開等に関し必要な事項を定め、もって民主的市政の健全な発展に資することを目的とする。

(一部改正〔平成 17 年条例 144 号〕)

(資産等報告書の提出)

第 2 条 議員は、その任期開始の日(再選挙、補欠選挙又は増員選挙により議員となった者にあつてはその選挙の期日とし、更正決定又は繰上補充により当選人と定められた議員にあつてはその当選の効力発生の日とする。次項において同じ。)において有する次の各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、同日から起算して 60 日を経過する日までに、さいたま市議会議長(以下「議長」という。)に提出しなければならない。

- (1) 土地(信託している土地(自己が帰属権利者であるものに限る。)を含む。) 所在、面積、取得年月日及び固定資産税の課税標準額並びに相続(被相続人からの遺贈を含む。以下同じ。)により取得した場合は、その旨
- (2) 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権 当該権利の目的となっている土地の所在、面積、当該権利の取得年月日及び地代又は賃借料の 1 年分の額並びに相続により取得した場合は、その旨
- (3) 建物 所在、種類、床面積、取得年月日及び固定資産税の課税標準額並びに相続により取得した場合は、その旨
- (4) 預金(当座預金を除く。以下同じ。)及び貯金(これら預貯金の額の総額が議長の定める額に満たない場合を除く。) 預金及び貯金の額
- (5) 有価証券(金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号)第 2 条第 1 項及び第 2 項に規定する有価証券に限る。) 種類及び種類ごとの額面金額の総額(株券(株券が発行されていない場合にあつては、株券が発行されていたとすれば当該株券に表示されるべき権利を含む。)にあつては、株式の銘柄及び株数)
- (6) 自動車、船舶、航空機及び美術工芸品(取得価額が 100 万円を超えるものに限る。) 種類、数量、取得価額及び取得年月日
- (7) ゴルフ場及びリゾート施設の利用に関する権利(譲渡することができるものに限る。) ゴルフ場及びリゾート施設の名称
- (8) 貸付金及び借入金(生計を一にする親族に係るものを除く。) 貸付金の額及び借入金の額

- 2 議員は、その任期開始の日後毎年12月31日において有する前項各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、その翌年の4月1日から同月30日までの間に、議長に提出しなければならない。

(一部改正〔平成19年条例40号〕)

(所得等報告書の提出)

第3条 議員(前年1年間を通じて議員であった者(任期満了又はさいたま市議会(以下「議会」という。))の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、当該議員でない期間を除き前年1年間を通じて議員であった者)に限る。)は、次に掲げる金額及び課税価格を記載した所得等報告書を、毎年、4月1日から同月30日までの間(当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、同月1日から再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間)に、議長に提出しなければならない。

- (1) 前年分の所得について同年分の所得税が課される場合における当該所得に係る次に掲げる金額(当該金額が100万円を超える場合にあつては、当該金額及びその基因となった事実)

ア 総所得金額(所得税法(昭和40年法律第33号)第22条第2項に規定する総所得金額をいう。)及び山林所得金額(同条第3項に規定する山林所得金額をいう。)に係る各種所得の金額(同法第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額をいう。)

イ 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)の規定により、所得税法第22条の規定にかかわらず、他の所得と区分して計算された所得の金額であつて議長が定めるもの

- (2) 前年中において贈与により取得した財産について同年分の贈与税が課される場合における当該財産に係る贈与税の課税価格(相続税法(昭和25年法律第73号)第21条の2に規定する贈与税の課税価格をいう。)

(関連会社等報告書の提出)

第4条 議員は、毎年、4月1日において報酬を得て会社その他の法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。以下この条において同じ。)の役員、顧問その他の職に就いている場合には、当該会社その他の法人の名称及び住所並びに当該職名を記載した関連会社等報告書を、同月2日から同月30日までの間(当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、同月2日から再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間)に、議長に提出しなければならない。

(資産等報告書等の保存及び閲覧)

第5条 前3条の規定により提出された資産等報告書、所得等報告書及び関連会社等報告書(以下「報告書」という。)は、これらを受理した議長において、これらを提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告書の閲覧を請求することができる。

3 何人も、閲覧により知り得たことを濫用してはならない。

(政治倫理特別委員会)

第6条 議員の政治倫理確立に向けた調査研究及び議員の行為の別に定める政治倫理基準の違反審査を行うため、さいたま市議会にさいたま市政治倫理特別委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第5項に規定する本市の選挙権を有する者(以下「有権者」という。)は、議員が前項の政治倫理基準に違反すると認められるときは、有権者の100分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、議長に対し、当該違反を証する資料を添えて文書により審査の申出をすることができる。

3 議長は、前項の規定による審査の申出があったときは、速やかに、委員会の審査に付するものとする。

4 委員会は、第1項の規定による審査に当たっては、当該議員に意見を述べる機会を与えることができる。

5 前4項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、さいたま市議会委員会条例(平成13年さいたま市条例第286号)の定めるところによる。

(追加〔平成17年条例144号〕)

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

(一部改正〔平成17年条例144号〕)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(適用)

2 この条例の規定は、この条例の施行の際現に在職する議員の任期が満了する日の翌日以後に在職する議員について適用する。

附 則(平成17年3月25日条例第144号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に設置されている委員会は、この条例の規定により設置されたものとみなす。

(さいたま市議会資産等審査会条例の一部改正)

- 3 さいたま市議会資産等審査会条例(平成15年さいたま市条例第44号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成19年6月22日条例第40号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。ただし、第2条第1項第6号の改正規定(「株券」の次に「(株券が発行されていない場合にあつては、株券が発行されていたとすれば当該株券に表示されるべき権利を含む。)」を加える部分に限る。)は公布の日から、同項第5号を削る改正規定、同項第6号の改正規定(「証券取引法」を「金融商品取引法」に改める部分及び同号を同項第5号とする部分に限る。)及び同項第7号から第9号までを1号ずつ繰り上げる改正規定は証券取引法等の一部を改正する法律(平成18年法律第65号)の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の政治倫理の確立のためのさいたま市議会議員の資産等の公開等に関する条例第2条の規定の適用については、この条例の施行の日前に有していた郵便貯金及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第102号)附則第3条第10号に規定する旧郵便貯金は、預金とみなす。